

広島県選挙管理委員会告示第八十二号

令和三年十一月十四日執行予定の広島県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項に規定する選挙時登録の基準日を、次のとおり定める。

令和三年十月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

選挙時登録の基準日 令和三年十月二十七日